

独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院

訪問リハビリテーション契約書

第1条（趣旨）

事業者は、利用者に対し、介護保険法または医療保険法令の趣旨に従って、利用者の要介護状態区分と利用者の被保険者証に記載された認定審査会の意見に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーションを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約開始）

1. この契約は、利用者及び家族（以下、「利用者等」という。）が事業者に対しサービス利用同意書を提出し、最初のサービスが提供された時からとします。
2. 認定有効期限満了日の2日前までに、利用者等から事業者に対して、契約終了の申し出がなく、利用者が要介護の認定の更新において、要介護状態と認定された場合は、この契約は自動更新されるものとし、本契約・約款別紙・重要項目説明書及び同意書等の内容に変更が無い場合には、前回の利用時の同意書をもって、引き続き当サービスを利用できるものとします。

第3条（訪問リハビリテーション計画）

事業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者のニーズを的確に捉え、「居宅サービス計画」にそって「訪問リハビリテーション計画」を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。事業者は利用者に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。

第4条（訪問リハビリテーションの内容）

1. 利用者が提供を受ける介護の内容は重要事項説明書に定めた通りです。事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、利用者等に説明します。
2. 事業者は、重要事項説明書に基づいて、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態の予防となるよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。

第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、サービス提供の内容を記録することとし、この契約の終了5年間保管します。
2. 利用者が希望する場合、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録の閲覧や複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

1. 利用者及び扶養者は連帯して、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用料金を支払うものとします。
2. 事業者は、1ヶ月ごとに請求書を発行し、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。

第7条（サービスの中止）

サービスの利用を中止される場合は、なるべく早くご連絡ください。

第8条（サービス内容の変更）

次に掲げる場合、この契約のサービス内容を変更することができます。なお、変更する場合には、事前に介護支援専門員に連絡し、本約款第1条趣旨に反しないことを確認した上で、利用者等の了承を受け、新たな内容の訪問リハビリ計画を作成し、それをもってサービスの内容とします。

- ① 利用者等が、事業者に対して、サービス内容の変更を申し出た場合。
- ② 利用者が、介護保険認定の変更において、要介護度に変更があった場合。
- ③ 事業者が、利用者に対して、文書でサービス内容の変更の申し入れを行い利用者等が了承した場合。

第9条（契約の終了）

1. 利用者等は事業者に対して、契約終了希望日の1ヶ月までに文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

ただし、利用者の病状の変化など、やむを得ない事情がある場合は契約終了日の1ヶ月以内の通知でもこの契約を解除することができます。

2. 利用者等は、事業者の正当な理由の無いサービスの不履行又は不法行為があった場合は、即時この契約を解除することができます。
3. 事業者は利用者に対し、次に掲げる場合には、この契約を解除できます。

- ① 利用者の病状、心身の状態が著しく悪化し、当サービスの訪問リハ

ビリテーションでは対処できないと判断された場合。

- ② 利用者及び扶養者が（約款別紙）に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず、7日間以内支払われない場合。
 - ③ 利用者が当院・当院の職員に対して利用継続が困難と判断する程度の背信行為または反社会的行為を行った場合。
 - ④ 天災、火災、その他やむを得ない理由により、当サービスを利用して頂くことができない場合。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。利用者は事由発生時、速やかに事業者連絡します。
- ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
ただし、利用者が3ヶ月以内に介護保険施設等から退所する見込みがあり、事業者が承認したときは、「契約の中断」とすることができます。（介護保険利用の場合）
 - ② 利用者の認定有効期限が切れた場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。

第10条（秘密保持）

- 1. 事業者および当院の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者等に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了時も同様です。
- 2. 事業者は、利用者等から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の情報を用いません。

第11条（賠償責任）

- 1. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者等に対してその損害を賠償します。
なお、上記を担保するために賠償責任保険に加入するものとします。
- 2. 利用者の責に帰すべき理由によって、当院が被害を被った場合は利用者及び扶養者は連帯してその損害を賠償するものとします。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に介護サービスの提供を行っている時に利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（事故発生時の対応）

事業者は、サービスの提供により、事故が発生した時は、速やかに

関係市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

第14条（身分証明証携帯義務）

当院の職員は、訪問時には、身分証明証を携帯し、利用者等から提示を求められるときは、いつでも身分証明証を提示します。

第15条（連携）

1. 事業者は、介護サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、この契約の内容が変更された場合または本契約が終了した場合は、その内容を速やかに介護支援専門員に連絡します。

第16条（苦情対応）

事業者は、利用者等からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者等の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第17条（信義誠実の原則）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定める所を遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとする。

令和	年	月	日	
		甲 住 所	高岡市伏木古府元町8-5	
		事 業 者	JCHO 高岡ふしき病院	印
		乙 住 所		
		利用 者		印
		(代理人)		印